

輪島市監査公表第29号

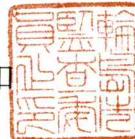
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年1月31日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成31年1月9日（水） 総務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回あらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○昨年度から精神面でのストレス負担程度を職員自身が自己認識しセルフケアを促す「メンタルヘルスチェック」を取り入れている。職員が心身ともに健康な状態で職務に専念することが市民サービスの向上に重要である。本年度はノ一残業デーの取り組みも積極的に進めている。合併後 150 名超の職員数の削減がなされ業務量も増加している。こうした中であっても職員の健康管理と同時に的確な業務が遂行されるよう適正な人事管理に今後も努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。